

# 平成17年度事業報告書

平成17年10月23日から平成18年3月31日まで

NPO 法人どんまい

## 1 事業実施の方針

精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とし、法人をスタートしましたが、その後、松山市精神障害者地域家族会・明星会が運営してきたH18年3月よりグループホーム（H18.4より障害者自立支援法施行により共同生活援助事業となる）の運営を引き継ぐこととなり、実施、運営をしました。

グループホーム運営については、それまでの運営方針を参考にしながらより入居者の生活を安全に、ゆったりとした気持ちで日々を送れることのできるよう、また入居者の主体性を基本とした運営ができるよう、入居者とスタッフ、関係機関の方々の参加によるグループホーム運営会議を定期的に行いました。またその結果を元にスタッフ会議を重ね、法人として最も適切な対応ができるよう十分議論しながら進めました。

地域住民や行政他、各機関からの理解、協力を得る必要があることから、民生委員、生活福祉課担当者、権利擁護事業担当者等への協力依頼、調整、意見交換などを進めました。地域の自治会主催の会などにも法人としてスタッフが出席し、交流を深めました。またご家族の理解協力も不可欠であり、運営方針説明会にご出席いただき、法人の趣旨を説明ご理解いただきました。入居者の健康を守るために医療機関との連携も不可欠であり、連携を大切にしました。

日常のケアとしましては、入居者の主体性を大切に必要最小限、かつ、十分なケアを目指して、ミーティングを行ったり、日常の会話から入居者のニーズ、問題点等に対し常にアンテナを張っておくことを心がけました。また、夕食提供もそれまでの週4回から、日曜日以外の6回に増やし、作業もなるべく入居者とともにやれるよう工夫し、ともに作った食事をスタッフも一緒にとることで、提供した食事の検食とともに、融和の時間をもてるようにしました。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名           | 事業内容                   | 実施日時         | 実施場所 | 従事者の人数 | 人数           | 支出額(千円) |
|------------------|------------------------|--------------|------|--------|--------------|---------|
| 障害者の地域生活支援に関する事業 | 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム) | 3月1日<br>～31日 | 松山市内 | 4      | 松山市内の精神障害者5名 | 579     |

- ・ グループホーム運営説明会、及び入居者本人、家族との契約を行った。
- ・ グループホームの運営会(こもれび会)の第1回を3月に開催した。
- ・ 吉備国際大学より実習生の見学があった。
- ・ 地域自治会の花見にスタッフが参加した。

### (2) 法人関係

- ・ 理事会を11月、2月の2回開催した。

## 設立より現在までの法人活動報告

### H 1 7 年度 法人活動

#### H 1 7

- 1 0 / 6 法人設立総会開催
- 1 0 / 1 7 県へ法人認証申請
- 1 1 / 2 0 第 1 回理事会開催

#### H 1 8

- 1 / 1 7 法人設立認証 (県)
- 1 / 2 3 法務局法人登記 (同日付)
- 2 / 6 第 2 回理事会開催
- 2 / 1 5 グループホーム実施届け (県) 指定申請 (市)
- 2 / 2 8 グループホーム運営規定説明及び契約
- 3 / 1 グループホームどんまいハウス・こもれび運営開始
- 3 / 4 グループホームみなし指定申請 (県)
- 3 / 6 法人設置・設立届け (地方局、課税課)
- 3 / 6 法人設立届 (市・市税課)
- 3 / 2 0 授産施設等届 (市)

### H 1 8 年度 法人活動

- 4 / 1 作業所どんまいクラブ運営開始
- 4 / 5 障害者福祉サービス事業者台帳システム登録 (県)
- 4 / 1 2 第 1 回法人事業運営会議
- 4 / 2 6 第 2 回法人事業運営会議
- 5 / 7 第 3 回理事会開催
- 5 / 1 0 第 2 回総会開催

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

NPO 法人 どんまい

## 1 事業実施の方針

地域で暮らす精神障害者が孤立した生活を余儀なくされていたり、心の支えをもてないまま無為な日々を過ごさざるを得ない現状は、今の社会資源の貧困さが一因といえます。市民の理解もまだまだ乏しく、打開すべきことはたくさんあります。法人はその第一歩として、3月1日より運営スタートしたグループホーム（4月1日より障害者共同生活援助事業）、今年度より精神障害者小規模作業所を運営し、精神障害者の主体性、選択性を尊重した仲間作り、生きがい作り、障害者の人権に配慮したまちづくりに寄与したいと考えます。

まず昨年度3月より運営をスタートした障害者共同生活援助事業（グループホーム）においては、入居者の生活を安全にゆったりとした気持ちで日々を送れることのできるよう、また入居者の主体性を基本とした運営ができるよう、入居者とスタッフ、各関係機関の方々の酸化によるグループホーム運営会議を定期的に行います。地域住民、行政機関、ご家族、その他各機関との連携、協力を大切にし、調整、意見交換等を進め、入居者のためのより適切なサポートを目指します。日常のケアとして入居者に対し、自立生活に向かうための必要かつ十分なケアを提供しますが、サポートの理念としてより主体的な生活を目指すため、見守り、待ちの大切さを忘れないようにします。食事提供についてもスタッフが入居者とともに作り、ともに食することで、家庭的な空間を作りたいと考えます。レクリエーション、行事参加等も積極的に取り入れ、社会参加の機会を作ります。またグループホームを必要としている障害者のために、施設の増設を進めていきます。

精神障害者小規模作業所では、地域で暮らす精神障害者が通所することにより、仲間づくりにより孤立から脱し、作業やレクリエーションでの役割分担などを通し、やすらぎや達成感を感じ、次の目標に迎えるよう、援助、指導を行います。通所者と従事者でのミーティング、従事者および関係機関等が参画する運営会によって、通所者の主体性、選択性を重視した運営を行います。さらに、就労援助、社会適応訓練などについても今年度中には計画を進め、通所者のレベルにあわせたニーズに答えられるよう、障害者自立支援法における事業を展開していく予定です。

事業を進めていくためには、その事業に携わる人の育成も不可欠です。各事業所との交流会、勉強会なども企画し、研鑽に努めます。

精神障害者に対する地域生活支援を進める中で市民の理解も不可欠です。各バザー、イベント、交流会などに利用者ともども積極的に参加して、市民との交流を深め、その理解を推進します。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名           | 事業内容          | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|------------------|---------------|--------|--------|----------|----------------|-----------|
| 障害者の地域生活支援に関する事業 | 精神障害者共同生活援助事業 | 通年     | 松山市内   | 2名       | 松山市内の精神障害者5名   | 3268      |
|                  | 精神障害者小規模作業所   | 通年     | 松山市内   | 4名       | 松山市内の精神障害者約30名 | 7679      |
|                  | 地域住民との交流事業    | 年3回    | 松山市内   | 4名       | 松山市内の精神障害者約35名 | 0         |